

長尾保育所の一時保育ご利用について

【一時保育実施要領】

長尾保育所では一時保育を下記の要領で実施しています。

1. 対象 伊丹市にお住まいの方
※伊丹市外在住の方で、里帰り出産等で伊丹市に帰省される場合は別途ご相談ください。

2. 利用区分

区 分	利用理由	利用限度
① 非定型的保育	保護者の方のお仕事（就労）・通学によるもの	週3日以内
② 緊急的保育	保護者の方の出産、入院、通院等	概ね1か月以内
③ 私的保育	上記以外の理由によるもの	1～3日以内 または要相談

3. 実施曜日および時間

- 月曜日～金曜日、7時00分～18時00分
※上記の間で必要な曜日、時間内（通勤時間、勤務時間、送迎に要する時間）でご利用ください。
※18時00分以降は一時保育を実施しておりません。
※土曜日の一時保育は『緊急的保育』の方のみ利用可能です。
※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）については、一時保育は実施しておりません。

4. 利用料金（1日）

- 利用料金は下記の表のとおりです。

区 分	保育料	給食費	合 計
イ. 生活保護受給世帯※	0円	500円	500円
ロ. 前年度市県民税非課税世帯※	1,000円	500円	1,500円
ハ. 上記以外の世帯	2,500円	500円	3,000円

※イ、ロの方は証明書が必要です。証明の提出が無い場合は、ハの料金になります。

注意：時間単位でのお預かりはしておりません。たとえ半日の利用であっても、1日分の利用料が掛かります。ただし、慣らし保育期間中については、別途検討いたします。

5. その他

- 利用を希望される場合は、必ず事前に利用可能かどうかご確認ください。
※一時保育の受け入れは、利用されるお子さんの年齢クラスの状態や人数、職員の配置状況によってお断りする場合や、お待ちいただく場合があります。
※一時保育の利用手続き（申請）は、利用可能になってからになります。事前の申請や登録は受け付けていません。

《利用までの流れ》

① 一時保育受け入れ状況の確認

- 長尾保育所のホームページまたは、お電話にて一時保育の受け入れ状況をご確認ください。
- ホームページにて『現在、受け付けておりません。』と表示されている利用区分、年齢クラスについては、一時保育の利用はできません。
- 『ご相談ください。』と表示されている利用区分、年齢クラスについては、お電話でご相談ください。



② 申請書の提出（一時保育の利用が可能となった場合）

- 申請書をお渡ししますので、必要事項を記入・捺印の上、ご提出ください。
- 『生活保護受給世帯』『前年度市県民税非課税世帯』の方は、証明書を提出してください。



③ 面接

- 面接日の日時を調整の上決定いたしますので、お子様を連れてお越しください。
- 母子手帳をご持参ください。
※お子様の状況（発達、アレルギー等）により、検査結果等の提出をお願いする場合があります。



④ 利用開始

- 利用区分により、慣らし保育を実施いたします。
- 利用料は、利用した日に現金でお支払いください。

一時保育の利用受け入れ状況は、長尾保育所のホームページよりご確認ください
(HP アドレス) <http://www.ans.co.jp/n/nagao-ho/>